

# 産業振興事業補助金制度

西美濃3市9町（大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、本巣市）と大垣商工会議所が連携し、産業の発展・活性化を図るため、地域内の事業者に対し、各種支援を実施します。

## 1 西美濃創生広域連携推進協議会補助金

全業種対象

事業名	概要	詳細HP
① ITスキルアップ支援	・(公財)ソフトピアジャパンが実施するIoT・IT研修の受講料の一部を補助します。	
	・補助率：対象経費の1/2以内 ・補助上限額：1事業者あたり8万円	
② クラウドファンディング利用支援	・クラウドファンディングの利用に係る手数料の一部を補助します。	
	・補助率：対象経費の1/2以内 ・補助上限額：1事業者あたり10万円	
③ テレワーク導入支援	・テレワーク導入時に必要なルーターなどの機器購入費やソフトウェアのライセンス料などの一部を補助します。	
	・補助率：対象経費の1/2以内 ・補助上限額：1事業者あたり20万円	
④ 知的財産権取得支援	・特許権や意匠権などの知的財産権の取得に必要な費用の一部を補助します。 ※ 中小企業者の方の申請に限ります。	
	・補助率：対象経費の1/2以内 ・補助上限額：1事業者あたり10万円	
⑤ BCP策定・BCM構築支援	・BCPの策定やBCMの構築に必要な経費の一部を補助します。	
	・補助率：対象経費の1/2以内 ・補助上限額：1事業者あたり20万円	
⑥ ものづくり岐阜テクノフェア出展支援	・(一社)岐阜県工業会が開催するものづくり岐阜テクノフェアの出展料の一部を補助します。	
	・補助率：対象経費の10/10以内 ・補助上限額 【一般企業の出展】 1事業者あたり2万円 【ベンチャー企業の出展】 1事業者あたり1万円	

製造業対象

事業名	概要	詳細HP
① 人材確保支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>若手人材確保を目的とした就職情報サイトへの掲載費用の一部を補助します。</li> <li>補助率：対象経費の1/2以内</li> <li>補助上限額：1事業者あたり20万円</li> </ul>	
② ものづくり技能スキルアップ支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海職業能力開発大学校、ポリテクセンター岐阜が実施する能力開発セミナーの受講料の一部を補助します。</li> <li>補助率：対象経費の1/2以内</li> <li>補助上限額：1事業者あたり5万円</li> </ul>	
③ スマート経営アドバイザー派遣支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(公財) ソフトピアジャパンが実施するスマート経営アドバイザーの派遣費用の一部を補助します。</li> <li>補助率：対象経費の1/2以内</li> <li>補助上限額：1事業者あたり3万円</li> </ul>	
④ WEBサイト構築支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>初めてのホームページ（日本語版・外国語版）制作及び既存ホームページの全面リニューアルのための委託料の一部を補助します。</li> <li>※ 委託先はソフトピアジャパンエリア企業に限ります。</li> <li>補助率：対象経費の1/2以内</li> <li>補助上限額：1か国語あたり8万円・1事業者あたり16万円</li> </ul>	
⑤ 事業承継支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業承継に取り組む際に必要な専門家へ支払う費用の一部を補助します。</li> <li>補助率：対象経費の1/2以内</li> <li>補助上限額：1事業者あたり50万円</li> </ul>	

情報通信業対象

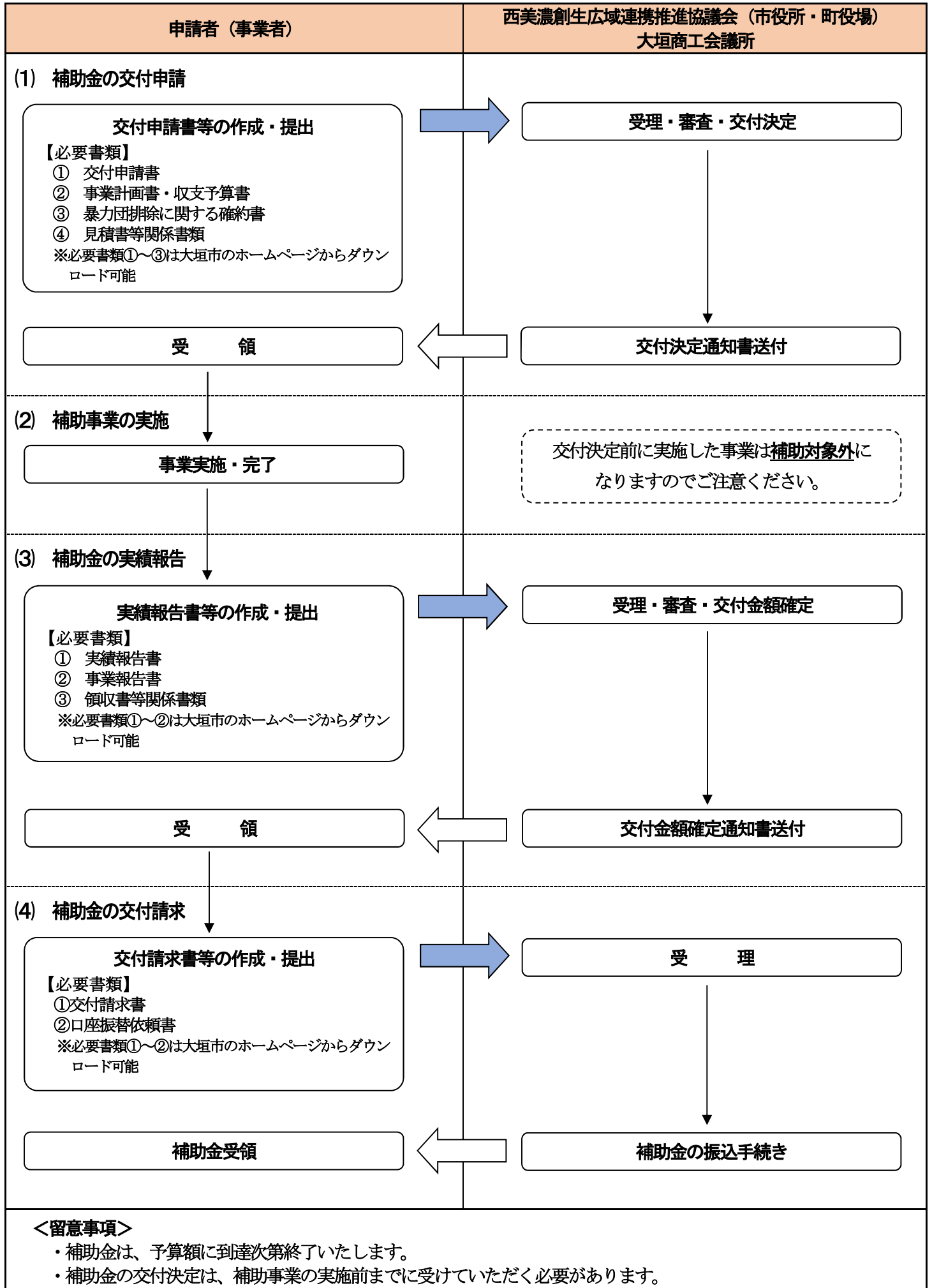
事業名	概要	詳細HP
① ソフトピアジャパンエリア小規模事業所入居支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該エリア内での起業・創業に係る以下の費用の一部を補助します。</li> <li>1) 法人の設立登記に係る経費</li> <li>2) 広告宣伝に係る経費</li> <li>3) 事業所等の開設に係る設備・備品購入費</li> <li>4) 東京23区からの入居移転費用</li> <li>補助率：対象経費の1/2以内</li> <li>補助上限額 <ul style="list-style-type: none"> <li>【100㎡以上の入居】 1事業者あたり20万円 ※ 1)~3)の費用の2つ選択 (各10万円)</li> <li>【100㎡未満の入居】 1事業者あたり16万円 ※ 1)~3)の費用の2つ選択 (各8万円)</li> <li>【東京23区からの移転入居】 1事業者あたり5万円</li> </ul> </li> </ul>	

2 大垣商工会議所補助金

全業種対象

事業名	概要	詳細HP
① ビジネスマッチング促進支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県外（国内）で開催される見本市・企業展への出展小間料及びオンライン展示会（年度内に開催終了）の登録料を補助します。</li> <li>※ 主催者が提供する募集小間が80以上の見本市・企業展に限ります。</li> <li>補助率：対象経費の10/10以内</li> <li>補助上限額：1出展あたり8万円・1事業者あたり16万円</li> </ul>	

### 3 補助金受領までの流れ



#### 4 お問い合わせ先

##### (1) 西美濃創生広域連携推進協議会

自治体名	担 当	所 在 地	連 絡 先
大 垣 市	産業振興室	〒503-8601 大垣市丸の内2-29	☎ 0584-47-8609
			✉ sangyoushinkou@city.ogaki.lg.jp
海 津 市	商工観光課	〒503-0695 海津市海津町高須515	☎ 0584-53-1374
			✉ shokokanko@city.kaizu.lg.jp
養 老 町	産業観光課	〒503-1392 養老郡養老町高田798	☎ 0584-32-1108
			✉ 09sangyo@town.yoro.gifu.jp
垂 井 町	産業課	〒503-2193 不破郡垂井町宮代2957-11	☎ 0584-22-7515
			✉ sangyo@town.tarui.lg.jp
関ヶ原町	地域振興課	〒503-1592 不破郡関ヶ原町関ヶ原894-58	☎ 0584-43-1112
			✉ tiiki@town.sekigahara.lg.jp
神 戸 町	産業環境課	〒503-2392 安八郡神戸町大字神戸1111	☎ 0584-27-0178
			✉ sangyou@town.godo.lg.jp
輪之内町	産業課	〒505-0292 安八郡輪之内町四郷2530-1	☎ 0584-69-3138
			✉ sangyou@town.wanouchi.lg.jp
安 八 町	企画調整課	〒503-0198 安八郡安八町氷取161	☎ 0584-64-7101
			✉ kikaku@town.anpachi.lg.jp
揖斐川町	商工観光課	〒501-0692 揖斐郡揖斐川町三輪133	☎ 0585-22-2111
			✉ kankou@ibigawa.lg.jp
大 野 町	まちづくり推進課	〒501-0592 揖斐郡大野町大野80	☎ 0585-34-1111
			✉ kigyo@town-ono.jp
池 田 町	産業課	〒503-2492 揖斐郡池田町六之井1468-1	☎ 0585-45-3111
			✉ sangyo@town.gifu-ikeda.lg.jp
本 巢 市	産業経済課	〒501-0493 本巢市三橋1101-6	☎ 058-323-7756
			✉ sankei@city.motosu.lg.jp

##### (2) 大垣商工会議所（ビジネスマッチング促進支援）

団 体 名	担 当	所 在 地	連 絡 先
大垣商工 会 議 所	中小企業経営指導相談所	〒503-8565 大垣市小野4丁目35-10	☎ 0584-78-9111
			✉ info@ogakicci.or.jp

#### 【固定資産税の特例】（各市町）

生産性向上につながる新規設備を導入すると固定資産税が3年間ゼロになります。			
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主のうち、先端設備等導入計画の認定を受けたもの（大企業の子会社除く）</li> </ul>	対 象 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備（事業用家屋を除く）</li> <li>【設備の種類】（最低取得価額／販売開始時期）</li> <li>◇ 機械装置（160万円以上／10年以内）</li> <li>◇ 測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）</li> <li>◇ 器具備品（30万円以上／6年以内）</li> <li>◇ 建物附属設備（60万円以上／14年以内）</li> <li>※家屋と一体となって効果を果たすものを除く</li> <li>◇ 構築物（120万円以上／14年以内）</li> <li>◇ 事業用家屋（取得合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの）</li> </ul>
適 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年3月31日（2022年度末）までに取得される設備</li> </ul>		
そ の 他 の 要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産、販売活動等の用に直提供される設備であること</li> <li>・中古資産ではないこと</li> </ul>		